

「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」では、有害図書等を青少年に対して販売することや閲覧させること等は禁止されています。条例の規制等を遵守した営業をお願いいたします。

## ◆ 規制内容 ◆

### 有害図書等の販売等の禁止（第16条）

○ 有害図書等を、青少年（0歳～18歳未満の者）に販売、貸付し、又は閲覧等をさせることを禁止

**!** 《罰則》 図書等の販売等業者が違反した場合： **30万円以下の罰金**

#### 有害図書等とは？

有害図書等とは、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある雑誌、写真・絵などの印刷物、DVDなどで、次のいずれかに該当するものをいいます。

#### 個別指定図書等

- 図書等の内容が、以下に該当すると認められるものを知事が個別に指定します。
  - ◆ 著しく青少年の性的感情を刺激するおそれがあるもの  
(指定例)・男性向け成人誌
  - ◆ 著しく青少年の粗暴性や残虐性を生じさせるおそれがあるもの  
(指定例)・コミック「多重人格探偵 サイコ No.1～9、11、14～20」  
・コミック「黒鷲死体宅配便 vol.1、13、16～19」  
・世界残虐処刑史、最新版 世界の処刑と拷問
  - ◆ 著しく青少年の犯罪や自殺等を誘発するおそれがあるもの  
(指定例)・チャンプロード 2014年12月号  
・ラジオライフ 2014年11月号  
・無法ダウンロードサイトの歩き方
  - ◆ 著しく青少年の心身の健康を害するおそれがあるもの  
(指定例)・TATTOO girls vol.13  
・TATTOO TRIBAL vol.60  
・TATTOO ZERO vol.01

#### 包括指定図書等

- 知事が個別指定しなくても、以下に該当する場合、自動的に有害図書等と見なされる包括指定図書等になります。
  - ◆ 書籍等又は雑誌で、人の全裸、半裸などでのひわいな姿態等の写真、絵（まんがを含む）が以下のいずれかに当たるもの
    - ・ページ総数の5分の1以上を占めるもの
    - ・20ページ以上のもの
 (指定例)・男性向け成人誌  
・レディースコミック(女性向け成人誌)
  - ◆ ビデオテープ・DVDで、人の全裸、半裸などでのひわいな姿態等の映像が、合わせて3分を超えるもの
  - ◆ 人の全裸、半裸などでのひわいな姿態等の写真、絵(まんがを含む)、又はそれらの印刷物

※ 有害図書等に指定した以降の新刊本についても、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると判断される場合は、図書等の販売等業者などの自主規制について規定した「事業者の努力」（第14条）に基づき、成人図書コーナーへ移動するなどの区分陳列をお願いします。

### 有害図書等の陳列場所の制限等（第17条）

- 有害図書等を青少年に販売、貸付し、又は閲覧等をさせることがないように、以下の事項を規定
  - ◆ 有害図書等の区分陳列方法を具体的に規則で定める旨を規定
  - ◆ 有害図書等の区分陳列にあたっては、青少年への販売等を禁止する旨の掲示を行うよう規定
  - ◆ 有害な写真・絵(まんがを含む)を表紙とする図書等を店舗外から見えない場所に置く努力義務

**!** 《罰則》 図書等の販売等業者が有害図書等の陳列場所の変更の命令や青少年に販売等が禁止されている旨の掲示の命令に従わなかった場合： **30万円以下の罰金**

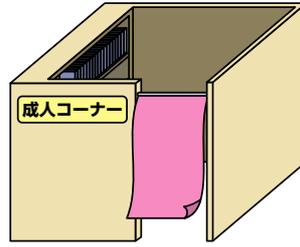
**規則で定める有害図書等の区分陳列の方法等については、裏面をご覧ください。**

# 規則で定める有害図書等の区分陳列の方法等について

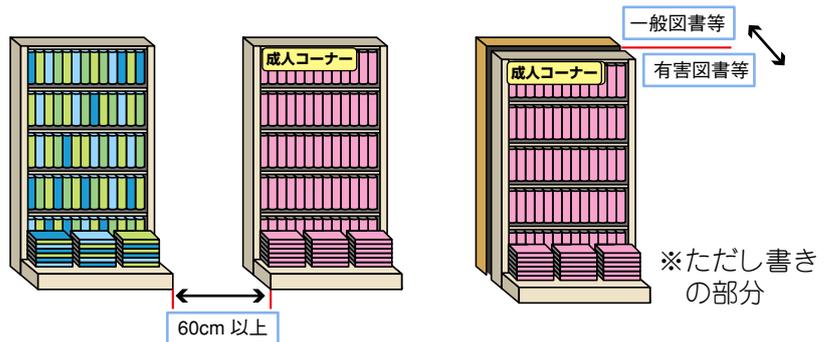
## 有害図書等の区分陳列方法

「規則で定める方法」とは、営業所の屋内の当該業務に従事する者が容易に監視することができる一定の場所に、以下のいずれかの方法で、他の図書等と区分して置かなければならないことをいいます。

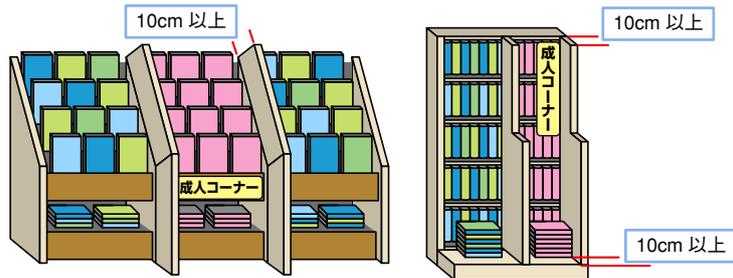
- ◆ 有害図書等を、間仕切り、ついたてその他の方法により容易に見通すことのできない場所を設け、当該場所に陳列する方法。



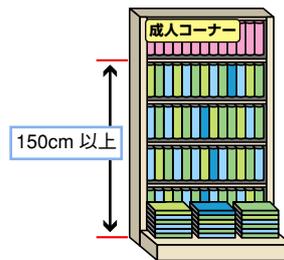
- ◆ 有害図書等を、それ以外の図書等を陳列する棚の外周から60センチメートル以上離れた棚に陳列する方法。ただし、有害図書等を陳列する棚を、それ以外の図書等を陳列する棚の背面に設置する方法を除く。



- ◆ 有害図書等を陳列する棚の前面から10センチメートル以上張り出した仕切り板（透視できない材質及び構造のものとする。）を設け、仕切り板と仕切り板との間に有害図書等をまとめて陳列する方法。



- ◆ 有害図書等を、床面から150センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、まとめて陳列する方法。



- ◆ 有害図書等を、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にして、まとめて陳列する方法。



## 青少年への販売等を禁止する旨の掲示方法

上記のいずれかの方法による区分陳列に加え、有害図書等を陳列する場所の見やすい箇所に、以下のように、有害図書等が青少年に販売、貸付け、閲覧等をさせることが禁止されている旨を掲示しなければなりません。

### 掲示の例

このコーナーの図書等は、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」の規定により、青少年（18歳未満）に販売、貸付け、閲覧等をさせることが禁止されております。